

神戸教育短期大学における障害学生支援のガイドライン

2024 年 2 月 28 日策定

1. 目的

神戸教育短期大学（以下「本学」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項に基づき定められた「文部科学省所管事業分野における差別の解消の推進に関する対応方針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）に則り、「神戸教育短期大学における障害学生支援の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

本学は、この基本方針に基づき、すべての教職員が障害学生に対し適切に対応するために必要な基準及び手続を定めることを目的に、本学の建学の精神と教育方針に即して「神戸教育短期大学における障害学生支援のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を下記の通り定めます。

本学教職員は、本ガイドラインを基本として、障害のある学生への不当な差別的取り扱いを慎むとともに、本学の運営にとって過重な負担にならない限りにおいて合理的配慮をします。

2. 本学における不当な差別的取扱いの基本的考え方

障害を理由として、教育活動への参加や各種サービスを受ける機会の提供を拒否したり制限したりすること、または上記機会の提供にあたって障害のない学生に付さない条件を付すことは、不当な差別的取扱いと考えます。

- ① 不当な差別的取扱いであるとの判断は、前項に掲げる行為の結果、障害のある学生が、その権利を侵害され、不利益を被ることを要件とします。
- ② 障害のない学生と異なる対応が必要となる場合は、障害のある学生本人または保護者の理解を得られるよう、その理由についての説明に努めます。

3. 本学における合理的配慮の基本的考え方

合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（平成 26 年 1 月 30 日障害者の権利に関する条約第 2 条）と定義されています。

なお、本学においては、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」をもとに配慮内容を検討し、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することがないように、当該学生のニーズに応じて、合理的配慮をします。ただし、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要であり、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような変更や調整を行うことを求めるものではありません。

本学では、このような考え方により、障害のある学生本人または保護者からの支援要請により、次の①～④の通り合理的配慮は提供されます。

- ① 合理的配慮は、一律に決められるものではなく、障害のある学生個々の状態・特性、および、授業等の目的・形式その他に応じて提供される個別性の高いものです。

- ② 合理的配慮の内容は、学科における教育方針（人材養成の目的・教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）のもと、修学に必要な提供可能な支援について、障害のある学生の支援ニーズを勘案しつつ、障害のある学生本人または保護者と学科および事務室との相互尊重に基づく対話と合意形成の上、決定されます。
- ③ 合理的配慮の内容は、必要に応じて、障害のある学生または保護者と学科および事務室の話し合いと十分な説明のもとに見直し、改善されるものとします。
- ④ 配慮の合理性の判断にあたっては、学科および事務室にとって、体制面および財政面において均衡を失した、あるいは、過重な負担とならないものであることを要件とします。

なお、過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断します。また、過重な負担に当たると判断された場合には、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得よう努めます。

- (a) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (b) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (c) 費用・負担の程度
- (d) 本学の規模、財政・財務状況

4. 支援範囲

本学における「合理的配慮」としての支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とします。

- (a) 入学試験に関する配慮
- (b) 授業に関する配慮
- (c) 学内試験に関する配慮
- (d) キャリア支援
- (e) その他必要と思われる支援

5. 支援体制等

学務委員会（以下「委員会」という。）は、障害のある学生の支援に必要な策、体制、設備等を検証、審議し、障害のある学生の支援に係る全学的な取り組みを推進する。

また障害のある学生の所属学科は事務室及び学生相談室等と連携し、学科会議または学務委員会で支援内容を決定する。

6. 手続き

支援を希望する者は、入学試験に関しては「入学試験配慮申請書」（様式1）と、修学に関しては「修学支援申請書」（様式2）とそれぞれ根拠資料（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し。手帳がない場合は、医師の診断書もしくは医師の所見。）を提出しなければならない。その申請内容に基づき、所属学科、事務室、教職員等と連携して合理的配慮の内容について検討し、支援申請者と合意形成を図ったうえで、支援内容を決定する。

7. 相談窓口

主たる相談窓口は、次の通りとします。

- (a) 入学試験に関する相談窓口：事務室
- (b) それ以外の相談窓口：事務室、学生相談室、学科教員（クラスアドバイザー）

(様式1)

入学試験配慮申請書

申請日 年 月 日

神戸教育短期大学 学長 殿

下記の通り、入学試験に関する配慮の提供を希望します。

受験予定の選抜方法	
氏 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

記

1. 障害名(病名) ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写しを添付してください。手帳をお持ちでない場合は、診断書もしくは医師の所見を添付してください。

2. 障害の内容、配慮が必要な事項

〔現状〕

- ①入学前(高校時代等)も、定期試験等における受験上の配慮を受けていた。 ()
②障害や病状について相談できる主治医、相談機関等がある。 ()

〔希望する配慮〕

- ①移動、トイレ等施設利用に関する配慮 ()
②試験問題に関する配慮(問題文の点訳・電子データ化・拡大・字幕付け等) ()
③その他試験に関する配慮(時間延長、別室受験、解答方法等) ()
④情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等) ()
⑤その他

以上

(様式2)

修学支援申請書

申請日 年 月 日

神戸教育短期大学 学長 殿

下記の通り、修学に関する配慮の提供を希望します。

入学年度	年度	学籍番号	
氏 名			
住 所			
電話番号			
E-mail			

記

1. 障害名(病名) ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写しを添付してください。手帳をお持ちでない場合は、診断書もしくは医師の所見を添付してください。

2. 障害の内容、配慮が必要な事項

〔現状〕

- ①入学前(高校時代等)も、修学上の配慮を受けていた。()
②障害や病状について相談できる主治医、相談機関等がある。()

〔希望する配慮〕

- ①移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮 ()
②教材に関する配慮(点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配付等) ()
③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等) ()
④定期試験に関する配慮(時間延長、別室受験、解答方法等) ()
⑤履修登録、学習支援等 ()
⑥学内生活に関する配慮(トイレ、食事等) ()
⑦その他

以上